

商會ノ新社ノ付テ正式ニ解散ニ付テ其ノ事務ヲ南地ニシテ
夫レ迄ニ拙力以テ之ノ事務ヲ行フルニ付テ其ノ事務ヲ南地ニシテ
其ノ事務ヲ行フルニ付テ其ノ事務ヲ南地ニシテ其ノ事務ヲ行フルニ付テ
其ノ事務ヲ行フルニ付テ其ノ事務ヲ南地ニシテ其ノ事務ヲ行フルニ付テ
其ノ事務ヲ行フルニ付テ其ノ事務ヲ南地ニシテ其ノ事務ヲ行フルニ付テ

153

第

勞務第八一〇號

昭和三年七月二十日

警視總監 官 田 光 旌

内務大臣 望月 圭介殿

社 會 局 長 官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知

静岡 福島 千葉 埼玉 栃木 群馬 山梨

長野 茨城 新潟 各廳 官 長 官 殿

関東電氣勞働組合、解雇反對運動ニ關スル件

(第二報)